

労災と健康保険の関係

労働者ではない事業主・役員、一人親方は労災保険の対象とはなりません。
では事業主・役員が業務中にけがを負いまたは疾病にかかった時は健康保険が使えるのかと言えば、一概に必ずしも使えるとは限りません。(※1) 特に健康保険の傷病手当金(休業中の所得補償)の適用は認められていません。
そのような場合労災保険の適用は無く、健康保険は使えず全額自己負担で診療を受けることになります。

負傷・疾病	労働者	社長・役員
業務中	○ 労災保険適用	× 労災、健保どちらも不可
業務以外	○ 健康保険適用	○ 健康保険適用

※1 労災保険と健康保険

労災保険が業務上の保険事故を前提に、健康保険は業務外の保険事故を前提にしています。したがって業務上の保険事故でも労働者ではない社長・役員は労災の適用外となり、業務上の事故のため健康保険も適用外となります。(ただし健康保険でも国民健康保険は保険事故が業務上、業務外を問わないため国民健康保険加入者は保険適用となります。)

国の方でも制度のひずみを解消すべく一定の条件下で健康保険の適用を認めています。(保発第 0701002 号)